

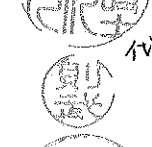
平成25年（行ウ）第10号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）外  
原告 河濟盛正ら 外  
被告 山口県知事

## 文書提出命令申立書

2015（平成27）年12月7日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川章次
同 訴訟代理人弁護士	内山新吾
同 訴訟代理人弁護士	小沢秀造
同 訴訟代理人弁護士	堀良一
同 訴訟代理人弁護士	永井光弘
同 訴訟代理人弁護士	浅野正富
同 訴訟代理人弁護士	嶋田久夫
同 訴訟代理人弁護士	丸山明子
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一
同 訴訟代理人弁護士	則武透
同 訴訟代理人弁護士	米倉大樹
同 訴訟代理人弁護士	内山傑史
同 訴訟代理人弁護士	平尾真吾



## 1 文書の表示

別紙1文書目録記載のとおり（以下、同目録記載の文書を「本件文書」という）。

## 2 文書の趣旨

中国電力株式会社（以下「中国電力」という）は、平成24年10月5日、前知事山本繁太郎（以下「前知事山本」という）に対し、別紙2目録記載の熊毛郡上関町大字長島地先公有水面（以下「本件公有水面」という）の埋立について、設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請（以下「本件許可申請」という）をした。その後、別紙1文書目録記載のとおり、山口県は、繰り返し、中国電力に対して同申請についての補足説明を求め、中国電力は、求めがある都度、説明を重ねてきた。本件文書は、かかる山口県と中国電力とのやり取りの中で作成された文書である。

前知事山本及び現知事村岡嗣政（以下「現知事村岡」という）は、中国電力からの補足説明を踏まえ、既に本件許可申請についての標準処理期間を超過しているにもかかわらず、同申請に対する許否の判断を留保している。かかる措置は異例であり、その基礎となった事実、資料等が本件文書に記載、添付されている。

## 3 文書の所持者

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1（山口県庁）

山口県

電話 083-922-3111

（担当課）

山口県庁内 11階

土木建築部港湾課港政班

電話 083-933-3810

#### 4 証明すべき事実

- (1) 本件許可申請当時，平成23年3月11日の福島第一原発事故により，原発の新設はまったく見通しが立たない状況にあった。かかる状況下において，中国電力は，本件許可申請書の記載事項である別紙3運用基準に該当する事実を明確に記載することなどできないはずであり，かかる事実の記載が無い，あるいは曖昧に記載したか，虚偽の事実を記載したこと。
- (2) 前知事山本は，本件許可申請に対し，上記記載では適法な申請とは認められないとして直ちに却下，もしくは，公有水面埋立法（以下「公水法」という）における「正当ノ事由」（13条の2第1項）が認められないとして不許可とすべきであったところ，本件許可申請当時の情勢に照らせば，その判断は遅くとも標準処理期間内には十分に可能であったこと。
- (3) 現知事村岡は，本件許可申請に対し，本件許可申請当時から何ら情勢は変わっておらず，本件電力会社からの平成26年4月11日付け補足説明を受けても上記「正当ノ事由」が認められないとして直ちに不許可とすべきであったこと。

#### 5 文書提出義務の原因

##### (1) 取調べの必要性

本件訴訟では，前知事山本及び現知事村岡が本件許可申請に対する許否の判断を留保しているところ，かかる判断留保が延長許可権限（公水法13条の2第1項）の逸脱濫用にあたるか否かが主要な争点の一つとなっている。

本件文書は，前述のとおり，本件許可申請について，山口県が中国電力に対して補足説明を求め，それに対する中国電力の説明を記載した文書であり，正に，判断留保の基礎となった事実，資料等が記載，添付された文書である。上記争点についての判断をする上で，

必要不可欠かつ唯一の証拠と言っても過言ではない。

これを受け、前回、平成27年9月30日の期日において、本件文書に係る平成26年6月27日、8月8日付け文書送付嘱託の申立てにつき、御庁にて採用の決定がなされた。

しかし、上記決定に基づく嘱託にもかかわらず、山口県より送付された文書は、ほぼ全ての記載を非開示とするものであり、事案の解明には一切繋がらず、当事者間の公平を図るという嘱託の目的は達成されなかった。

上記争点についての判断に必要な不可欠でありながら、原告らにおいて本件文書を提出することは不可能であるので、やむを得ず、本申立てに至った次第である。

## (2) 提出義務の存在

### ア 引渡・閲覧可能文書（民事訴訟法220条2号）

山口県情報公開条例において、公文書開示請求についての手続が定められている（5条、6条）。本件文書も、同請求の対象となる（2条2項）。

したがって、本件文書は、「挙証者が文書の所持者に対し・・・閲覧を求めることができるとき」に該当する。

### イ 一般義務（民事訴訟法220条4号柱書）

(ア) 本件文書は、民事訴訟法220条4号所定の除外事由のいずれにも該当しないので、所持者は、同文書の提出義務を負っている。

(イ) なお、被告より、本件文書が4号口の公務員の職務上の秘密文書に該当するとの意見が予想される。

しかし、4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、

その文書の記載内容からみてそのおそれが存在することが具体的に認められることが必要である（最三小決平17年10月14日民集59巻8号2265頁）。被告としては、本件文書の記載内容が公にされることにより、中国電力との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来たすおそれがあると主張するのであろうが、かかるおそれは全く無い、あるいは抽象的なおそれに止まるというべきである。理由は次のとおりである。

本件文書は、被調査者の完全な任意の協力によって得られた統計や報告書とは異なる。すなわち、本件許可申請をめぐり、延長許可権限を有する山口県（知事）の求めに応じ、許可を申請した中国電力が説明した際のやり取りの文書である。中国電力には上関原子力発電所（以下「上関原発」という）を設置したいとの強い動機があり、本件文書の開示によって、直ちに説明を拒む、ひいては山口県の公務の公正かつ円滑な運営に支障を来たすおそれは全く無い。中国電力から別紙3運用基準を充たすとの説明が無ければ、本件許可申請が却下、あるいは不許可となるだけである。

むしろ、本件許可申請に対する許否が上関原発の設置に密接に関わるものであり、平成23年3月11日の福島第一原発事故の教訓から、原子力発電所の設置が、付近住民にとどまらず、山口県民の生命・身体の安全に重大な影響を及ぼす危険があることに照らせば、本件許可申請をめぐり山口県と中国電力とのやり取りは、高度の透明性が要求されるというべきであり、当然、山口県民に公開されて然るべきものである。

したがって、本件文書は、4号口の公務員の職務上の秘密文書に該当しない。

(3) イン・カメラ審理（民事訴訟法223条6項）

なお、民事訴訟法220条4号所定の除外事由の有無を慎重に確

認するのであれば、イン・カメラ審理という方法がある。

裁判例においても、同手続を採用して対象文書の内容と原告らの主張内容を検討し、対象文書の記載内容ごとにその関連性及び必要性の有無を判断して対象文書の一部について提出を命じたものがある（大阪地決平成24年6月15日判時2173号58頁・判タ1389号352頁）。

(4) 小括

よって、本件文書の所持者には文書提出義務があり、本申立てにつき認容の決定がなされるべきである。

以 上

(別紙 1)

## 文書目録

以下の文書，同別紙及び同文書に添付された資料の一切。

	標 目	作成日	作成者	備 考
1	設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書	H24.10.05	中国電力株式会社 取締役社長 菊田知英	甲 9 の 1
2	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H24.10.23	山口県土木 建築部港湾 課長	甲 9 の 2
3	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）」と題する書面	H24.11.13	中国電力株式会社 取締役社長 菊田知英	甲 9 の 3
4	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H24.11.22	山口県土木 建築部港湾 課長	甲 9 の 4
5	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）」と題する書面	H24.12.21	中国電力株式会社 取締役社長 菊田知英	甲 9 の 5
6	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する	H25.01.04	山口県土木 建築部港湾	甲 9 の 6

	補足説明について」と題する書面		課長	
7	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）」と題する書面	H25.01.25	中国電力株式会社 取締役社長 荻田知英	
8	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H25.01.30	山口県土木 建築部港湾 課長	
9	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）」と題する書面	H25.02.22	中国電力株式会社 取締役社長 荻田知英	
10	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H25.03.19	山口県土木 建築部港湾 課長	
11	設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明（ご回答）」と題する書面	H26.04.11	中国電力株式会社 取締役社長 荻田知英	
12	「設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請書及び添付図書に関する補足説明について」と題する書面	H26.05.14	山口県土木 建築部港湾 課長	

以上



(別紙 2)

## 目 録

### 1 免許を受けた者

住 所 広島県広島市中区小町 4 番 3 3 号

名 称 中国電力株式会社

### 2 埋立場所

#### (1) 第一区

熊毛郡上関町大字長島字瀬水 8 7 7 番 1 から同大字字平野 8 7 9 番 1 に至る土地の先公有水面

#### (2) 第二区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 7 4 4 番 1 から同大字字田ノ浦 7 9 8 番 3 に至る土地の地先公有水面

#### (3) 第三区

熊毛郡上関町大字長島字田子ノ浦 7 4 4 番 1 地先公有水面

### 3 埋立面積

(1) 第一区 9 8 4 5 . 5 5 平方メートル

(2) 第二区 1 2 6 6 6 0 . 6 6 平方メートル

(3) 第三区 1 5 2 1 . 5 9 平方メートル

合 計 1 3 8 0 2 7 . 8 0 平方メートル

### 4 埋立免許の年月日および番号

平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日 指令平 2 0 港湾第 4 4 2 号

### 5 埋立に関する工事に着手した日

平成 2 1 年 1 0 月 7 日

### 6 竣功期限

平成 2 4 年 1 0 月 6 日

以 上

(別紙 3)

## 運用基準

### 1 運用基準の内容

公有水面埋立に係る設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請について、公有水面埋立法施行規則 7 条は、変更申請書の様式を定め（省令別記様式第 3）、行政運用上、「工事着手・竣功期間伸長の理由」として下記の記載が求められている（甲 7、以下「運用基準」という）。

(1) 指定期間内に、工事に着手（又は工事を竣功）できなかった理由

(2) 指定期間内着手（竣功）を阻害した要因の解消の度合

具体的には、許可を受けた後、新たな指定期間内に確実に着手できること若しくは確実に竣功できること。

(3) 埋立てを継続して行う必要性

具体的には、伸長後の竣功時点においてなお土地需要があること。

(4) 伸長期間の設定理由

### 2 期間伸長正当理由を裁量的に判断する場合の判断要素

公有水面埋立法（以下「公水法」という）は、埋立工事の着手、竣功について期間を定め（13 条）、その期間を伸長する場合には正当な理由が必要である（13 条の 2 第 1 項、以下「期間伸長正当理由」という）とし、期間を経過しても着手、竣功しなければ当然に免許が失効するものとしている（34 条 1 項 2 号）。効力の復活は、「宥恕すべき事由」があるときに限り、失効から 3 か月以内の範囲でしか認められない（34 条 但し書）。このように公水法が厳格な期間制限を設けている趣旨は、公有水面の将来を無用に不確かにして、貴重な自然の管理がおろそかになることを避けようとする点にあるものと理解しなければならない。

かのような趣旨から運用基準が定められていることに照らせば、期

期間伸長正当理由の判断は、設計概要変更・工事竣功期間伸長許可申請がなされた時点において既に存在する事実を基礎として、同基準に基づいて厳格に行われるべきである。すなわち、期間伸長正当理由を裁量的に判断する場合の判断要素は、上記(1)ないし(4)の事実に限られ、将来における政策の変更といった不確定の事実を判断要素とすべきではないというべきである。

以 上